慶弔見舞金規程

第1条(目的)

この規程は、慶弔見舞金に関する事項について定める。

第2条 (適用範囲)

この規程は、正社員就業規則第2条に規定する社員に適用する。

第3条(定義)

慶弔見舞金とは、結婚祝金、出産祝金および香典をいう。

第4条(支給基準)

前条の慶弔見舞金は、別表に従い支給する。

第5条(申請方法)

慶弔見舞金の支給を受けようとする者は、その事実を証明する書類を添付または 提示し、会社に申請しなければならない。

第6条(特殊事情による慶弔見舞金の決定)

特殊事情により、この規程に定めのない金額および事例で支給を要する場合は、会社の承認を得て支給することがある。

第7条 (その他)

この規程に定めがない事項については、その都度人事担当の責任者が決定する。

附 則

この規程は、2020年12月15日から実施する。

別 表

項目	区 分	金額
結婚祝金	一律(初婚のみ)	3万円
出産祝金	第1子	3万円
	第2子以降	1万円
香典	本人死亡	10万円
	配偶者の死亡	5万円
	父母、義父母および子	2万円

注:対象者が2名以上いる場合は、重複支給しない。 但し、結婚祝金は双方に支給する。